

職工退職手當規程

第一條 本會社常備職工ニシテ左ノ各號ノニ該當スルトキハ其事由ヲ調査シ別表ニヨリ退職手當ヲ給與ス

二、勤續滿三年以上ニシテ身體虛弱若クハ疾病ニヨリ職務ニ堪ヘズ退職ヲ申出デ會社ニ於テ之ヲ認メタルトキ

三、勤續滿一年以上ノ常備職工在職中死亡シタルトキ

第二條 本條第二、第三號ニヨリ手當ヲ受ケントスルモノハ之ヲ証スルニ足ル證明書ヲ差出スベシ

第三條 工場衛生上又ハ本人ノ健康上害アリト認ムルモノ若クハ法令ニヨリ就業ヲ禁止スベキ疾病アルモノニシテ解僕セラレタル場合ハ第一條所定ノ二分ノ一以内ノ手當ヲ給與ス

第四條 勤續滿三年以上ノ常備職工ニシテ會社ニ於テ事情止ムヲ得ザルモノト認メ退職ヲ許シタル場合ハ第一條所定ノ三分ノ一ノ範圍ニ於テ手當ヲ給與ス

第五條 退職事由ガ工場法施行令ニヨリ扶助ヲ受クル原因ニ基クモノニハ本規程ヲ適用セズ

全法ニヨリ遣族扶助ヲ受クルモノ亦同シ

第六條 第一條第三號ノ場合ニ於ケル手當ヲ受クベキ遣族ノ順位ハ工場法施行會第十條乃至第十二條ノ規定ニヨル

第七條 在職中特ニ功勞アリタルト認メタルモノハ本規程ノ給與ニ付キ特別ノ詮議ヲナスコトアルベシ

第八條 左ノ各號ノニ該當シタルモノニハ本規程ヲ適用セズ

一、懲戒若クハ其他ノ理由ニヨリ解僕又ハ除籍ノ處分ヲ受ケ又ハ退職セシメラレタルモノ

二、無斷退職シタルモノ

第九條 現役兵トシテ入營シ又ハ補充召集ニ應シタルモノ及戰時事變ニ際シ招集セラレタルモノ對シテハ本規程ヲ適用セズ

第十條 但シ除隊後直ニ採用セラレタルキハ入營前ノ勤務年數ヲ加算ス

第十一條 本會社ノ都合ニヨリ已ムヲ得ザル場合、法令ノ定ムル豫告手當ヲ受ケテ解僕セラル、モノニ對シテハ本規程ヲ適用セズ

第十二條 見習職工又ハ臨時職工トシテ勤續セル年數ハ常備職工ノ二分ノ一トス
一ヶ月以上引續キ欠勤シタル場合ノ欠勤日數ハ勤續年數ニ算入セズ

第十三條 勤續年數ノ計算ハ滿一ヶ年ヲ以テ一年トシ滿一ヶ年以上ノ場合ハ六ヶ月以上ヲ以テ一ヶ年トス

第十四條 本規程ニ於テハ八時間ノ賃金ヲ日給ト稱ス

第十五條 本規程ハ會社ニ於テ必要ト認メタルトキハ變更スルコトアルヘシ

第十六條 本規程ハ大正十五年七月一日ヨリ施行ス

職工退職手當表

勤 年 數 續	退職當時 ノ 日 給	勤 年 數 續		退職當時 ノ 日 給	勤 年 數 續		退職當時 ノ 日 給
		一年 以上	二十 日 分		一年 以上	十 年 以上	
一年以上	二十日分	一年以上	十 年 以上	九十日分	十九 年 以上	二百 四 四 日 分	二百 四 四 日 分
二年以上	二十六日分	一年以上	百 十 一 日 分	一百 十 一 日 分	二十 年 以上	二百 廿 一 日 分	二百 廿 一 日 分
三年以上	三十二日分	十二年以上	百 十 一 日 分	一百 十 一 日 分	二十 年 以上	二百 卅 九 日 分	二百 卅 九 日 分
四年以上	三十九日分	十三年以上	百 廿 二 日 分	一百 廿 二 日 分	二十 年 以上	二百 廿 一 日 分	二百 廿 一 日 分
五年以上	四十六日分	十四年以上	百 三 十四 日 分	一百 三 十四 日 分	二十 年 以上	二百 五 十八 日 分	二百 五 十八 日 分
六年以上	五十四日分	十七年以上	百 四 十六 日 分	一百 四 十六 日 分	二十 年 以上	三百 廿 五 日 分	三百 廿 五 日 分
七年以上	六十二日分	十六年以上	百 五 十九 日 分	一百 五 十九 日 分	二十五 年 以上	三百 廿 五 日 分	三百 廿 五 日 分
八年以上	七十一日分	十八年以上	百 七 十三 日 分	一百 七 十三 日 分	二十六 年 以 後	三百 廿 五 日 分	三百 廿 五 日 分
九年以上	八十日分	十八年以上	百 八 十八 日 分	一百 八 十八 日 分	二 三 十 日 增 ス	三百 廿 五 日 分	三百 廿 五 日 分